

日産・自動車大学校



学 則

付

細

則

(2024年度入学者用)

学校法人 日産学園

専門
学校

日産栃木自動車大学校

目 次

	頁
第 1 章 総 則	1
第 2 章 課程、学科、修学年限及び定員	1
第 3 章 修業期間及び休業日	2
第 4 章 教育課程、授業時数及び教職員組織	2
第 5 章 入学、休学、退学、除籍、及び卒業.....	2
第 6 章 賞 罰	5
第 7 章 学生納付金及び入学検定料	5
第 8 章 健康管理	6
第 9 章 そ の 他	6
附 則	6
別 表	8
細 則.....	11
様 式	16

学 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の目的・理念、および学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 日産栃木自動車大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、栃木県河内郡上三川町大字上郷字南西原 2120 番に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2 ヶ年	75名	150名
	一級自動車工学科	4 ヶ年	55名	220名
	国際自動車整備科	3 ヶ年	45名	135名
	スポーツメカニクス科	1 ヶ年	10名	10名
	備考：・一級自動車工学科は1年次と2年次に二級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとし、3年次と4年次に一級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとする。 ・スポーツメカニクス科は自動車整備科（2か年）、もしくは、一級自動車工学科（4か年）を修業した後に、1か年スポーツメカニクス科の規定科目を修業するものとする。 ・国際自動車整備科は1年次に自動車整備の基礎を習得し、2年次と3年次に2級自動車整備士養成の規定科目を履修するものとする。			

第3章 修業期間及び休業日

(修業期間)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで ※

前期終了と後期開始は授業計画により多少の変動がある

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 長期休業は夏期、冬期、春期とする

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

第4章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（スポーツメカニクス科）、別表4（国際自動車整備科）とする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始 業 9時25分

終 業 17時40分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校 長 1名

(2) 教 員 21名以上

(3) 講 師 若干名

(4) 事務職員 若干名

(5) 学 校 医 1名

2. 校長は、校務全般を担当し、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学、除籍、及び卒業

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、学校教育法第1条に定める高等学校又は同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

また、国際自動車整備科は上記に加え日本国内の日本語学校を卒業した留学生を対象とする。

(出願手続)

第11条 本校に入学しようとする者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、出願しなければならない。

(1) 入学願書（本校所定の様式）

(2) 卒業（又は卒業見込）証明書

(3) 成績証明書

(入学試験)

第12条 入学試験は、筆記試験その他を、校長が別に定める方法により行うものとする。

(合格者の決定)

第 13 条 入学試験の合格者の決定は、校長が別に定めるところにより行うものとする。

(入学手続)

第 14 条 合格者は、校長が指定する期日までに、次の各号に掲げる所定の書類に、別に定める入学時の納付金を添えて、提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 入寮申込書(入寮希望者のみ)

2. 誓約書の保証人は、独立して生計を営む成人者でなければならない。

(入学の許可)

第 15 条 校長は、前条の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。

(在学年限)

第 15 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 16 条 学生が休学する場合は、所定の様式を提出し校長の許可を得なければならない。なお、傷病の場合は医師の診断書等を添えること。

2. 前項の規定により休学の許可を得たものは、別に定める休学費を休学を開始する日までに納入しなければならない。

3. 第 1 項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。

4. 休学者が復学をする日は原則 4 月 1 日とし、休学は年度単位とする。

5. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(復学)

第 17 条 休学中の学生が、休学事由の消滅により復学しようとするときは、所定の様式にその事由を記入し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第 18 条 学生が退学しようとするときは、所定の様式にその事由を記入し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 18 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

(1) 第 16 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。

(2) 第 15 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2. 前項第 3 号及び第 4 号(死亡を除く。)の規定による除籍は別に定める。

(編入学および転科)

第 19 条 他校からの編入学は、本校の入学資格をもつ者に対し編入学条件と編入学試験の結果で認められる、当校の学科間の転科は転科条件と転科試験の結果で認められる。

(出席停止)

- 第 20 条 学生が感染症にかかる、又はかかった疑いやおそれがあると認められたときは、その学生に対して期間を定めて、出席停止を命ずることがある。
2. 学生の心身が健全でなく安全が確保できない場合は、医師からの診断書提出を求め、これより学業を続ける事が困難と校長が判断した場合は期間を定めて出席停止を命ずることがある。

(学習評価)

- 第 21 条 学習の評価は、試験を行い、その成績に基づき評価を行う。

(追試験)

- 第 21 条の 2 学生が傷病、その他やむを得ない事由により、定められた日に試験を受けることができなかった教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

- 第 21 条の 3 学生が、やむを得ない事由により試験が合格できなかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。

(判定試験)

- 第 21 条の 4 再試験を行っても合格できなかった教科については、本人の願い出により判定試験を行うことがある。

(進級又は卒業認定)

- 第 22 条 進級又は卒業の認定は、所定の学科試験及び実技試験の成績ならびに素行状況を総合して行う。
2. 一級自動車工学科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
 3. 一級自動車工学科において修了認定された者は 3 年次に仮進級できる。
 4. 一級自動車工学科において仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(称号及び卒業証書の授与)

- 第 23 条 前条により各課程を修了し卒業を認定した学生に対し、それぞれの告示により専門士および高度専門士の称号および卒業証書を授与する。なお、必要があれば本人の申請により卒業証明書を発行する。卒業証書は、第 1 号様式（自動車整備科）、第 3 号様式（一級自動車工学科）、第 5 号様式（スポーツメカニクス科）、第 9 号様式（国際自動車整備科）、卒業証明書は、第 2 号様式（自動車整備科）、第 4 号様式（一級自動車工学科）、第 6 号様式（スポーツメカニクス科）、第 10 号様式（国際自動車整備科）による。
- また、一級自動車工学科 2 年終了時に修了証書を発行する。（第 7 号様式）

第6章 賞 罰

(褒賞)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(善行賞)

第25条 次の各号の一に該当する者には、善行賞を授与する。

- (1) 災害を未然に防止し、または非常の際、特に功労があった者。
- (2) 学校外における善行を表彰され、学校の名誉をあげた者。
- (3) その他前号に準ずる行為があった者。

(懲戒)

第26条 教育上必要があると認められたときは、校長は学生に懲戒を加えることがある。

2. 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者。
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 学生納付金及び入学検定料

(学生納付金及び入学検定料)

第27条 本校の学生納付金及び入学検定料は、次のとおりとする。(単位円)

	学年	入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
自動車整備科	1年次	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2年次	—	—	642,000	130,000	230,000
一級自動車工学科	1年次	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2年次	—	—	642,000	130,000	230,000
	3年次	—	—	642,000	220,000	230,000
	4年次	—	—	642,000	220,000	230,000
スポーツメカニクス科	1年次	25,000※	120,000※	642,000	220,000	230,000
国際自動車整備科	1年次	25,000	240,000	440,000	130,000	230,000
	2年次	—	—	440,000	130,000	230,000
	3年次	—	—	440,000	130,000	230,000

※：他校からの編入学の場合に限る。

2. 学生納付金の納入時期及び方法等については、別に定めるところによる。
3. 既納の学生納付金は、原則として返還しない。
4. スポーツメカニクス科は2024年度より開設する。

(学生納付金等の返還)

第27条の2 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回以上、実施する。

(障がいへの配慮)

第29条 「障がい」のある学生への指導、対応においては、当校課程の履修を妨げない範囲において、その多様性を認めた上で実施する。

第9章 その他

(学生寮)

第30条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(校友会)

第31条 本校教育の目的を達するため、校友会を設け、会員相互の教育研鑽並びに親睦を図るものとする。

2. 本校に在学する学生は所定の会費を納入することにより、本校卒業と同時に校友会会員となる。

(委任)

第32条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附 則

この学則は、1983年4月1日から施行する。(第1刷り)

この学則は、1984年4月1日から施行する。(第2刷り)

この学則は、1985年4月1日から施行する。(第3刷り)

この学則は、1986年4月1日から施行する。(第4刷り)

この学則は、1987年4月1日から施行する。(第5刷り)

この学則は、1988年4月1日から施行する。(第6刷り)

この学則は、1989年4月1日から施行する。(第7刷り)

この学則は、1990年4月1日から施行する。(第8刷り)

この学則は、1991年4月1日から施行する。(第9刷り)

この学則は、1992年4月1日から施行する。(第10刷り)

この学則は、1993年4月1日から施行する。(第11刷り)

この学則は、1994年4月1日から施行する。(第12刷り)

この学則は、1995年4月1日から施行する。(第13刷り)

この学則は、1996年4月1日から施行する。(第14刷り)

この学則は、1997年4月1日から施行する。(第15刷り)

この学則は、1998年4月1日から施行する。(第16刷り)

この学則は、1999年4月1日から施行する。(第17刷り)

この学則は、2000年4月1日から施行する。(第18刷り)

この学則は、2001年4月1日から施行する。(第19刷り)

この学則は、2002年4月1日から施行する。(第20刷り)

この学則は、2003年4月1日から施行する。(第21刷り)

この学則は、2004年4月1日から施行する。(第22刷り)

この学則は、2005年4月1日から施行する。(第23刷り)

この学則は、2006年4月1日から施行する。(第24刷り)

この学則は、2007年4月1日から施行する。(第25刷り)

この学則は、2008年4月1日から施行する。(第26刷り)
この学則は、2009年4月1日から施行する。(第27刷り)
この学則は、2010年4月1日から施行する。(第28刷り)
この学則は、2011年4月1日から施行する。(第29刷り)
この学則は、2013年4月1日から施行する。(第30刷り)
この学則は、2012年4月1日から施行する。(第31刷り)
この学則は、2014年4月1日から施行する。(第32刷り)
この学則は、2015年4月1日から施行する。(第33刷り)
この学則は、2016年4月1日から施行する。(第34刷り)
この学則は、2017年4月1日から施行する。(第35刷り)
この学則は、2018年4月1日から施行する。(第36刷り)
この学則は、2019年4月1日から施行する。(第37刷り)
この学則は、2019年10月1日から施行する。(第38刷り)
この学則は、2020年4月1日から施行する。(第39刷り)
この学則は、2021年4月1日から施行する(第40刷り)
この学則は、2023年4月1日から施行する(第41刷り)
この学則は、2024年4月1日から施行する(第42刷り)

2. 第27条1項の教育充実費については、2014年度以降に入学した一級自動車工学科の3年次の学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の学則による。
3. スポーツメカニクス科については、2017年度に開設する。
この学則は、2017年4月1日から施行する。(第35刷り)
4. 2019年度にスポーツメカニクス科を廃止し、あらたに自動車整備・スポーツメカニクス科を開設する。(第37刷り)
5. 国際自動車整備科は2021年度より開設する。

別表 1 自動車整備科 教育課程と授業時数

(時数は 50 分で表示)

教 育 科 目			教 育 内 容	授 業 時 数		
				1 年次	2 年次	計
専 門 科	学	自動車工学	エンジン構造	290	60	350
			シャシ構造			
			電装品構造			
			力学			
		自動車整備	エンジン整備	0	180	180
			シャシ整備			
			電装品整備			
		機器の構造・取扱	整備機器取扱	20	10	30
		自動車検査	自動車検査	0	20	20
		自動車整備に関する法規	自動車法規	0	20	20
	計			310	290	600
	実 習	工作作業	工作作業	20	0	20
		測定作業	測定作業	40	0	40
		自動車整備作業	基礎	540	550	1,090
エンジン						
シャシ						
電装						
車両						
自動車検査作業	自動車検査	0	50	50		
計			600	600	1,200	
専 門 教 育 計				910	890	1,800

別表 2

一級自動車工学科 教育課程と授業時数

(時数は 50 分で表示)

教 育 科 目				教 育 内 容	授業時数					
					1年次	2年次	3年次	4年次	計	
専 門 教 育	2 級 整 備 士 養 成	学 科	自動車工学	エンジン構造	290	60			350	
				シャシ構造						
				電装品構造						
				力学						
		学 科	自動車整備	エンジン整備		180		180		
				シャシ整備						
				電装品整備						
				機器の構造・取扱					整備機器取扱	20
		自動車検査		自動車検査		20			20	
		自動車整備に関する法規		自動車法規		20			20	
		小計			310	290			600	
		実 習	工作作業		工作作業	20				20
			測定作業		測定作業	40				40
			自動車整備作業	基礎	540	550			1,090	
	エンジン									
	シャシ									
	電装									
	車両									
	自動車検査作業		自動車検査		50			50		
	小計			600	600			1,200		
1 級 整 備 士 養 成	学 科	自動車工学	エンジンA			80		80		
			シャシA							
		自動車整備	エンジンB			200		200		
			シャシB							
			新技術A							
			新技術B							
			環境・安全							
			総合診断							
		機器の構造・取扱		整備機器			10		10	
		自動車検査		自動車検査			5		5	
		自動車整備に関する法規		自動車法規			10		10	
		サービス・マネジメント					60	160	220	
	小計					365	160	525		
	実 習	工作作業		工作作業			5		5	
		測定作業		応用計測			10		10	
		自動車整備作業	エアコン			440		440		
			車体電装							
			ECCS							
			新技術							
			騒音振動							
			AT							
		自動車検査作業				10		10		
	小計					465		465		
	実 務 実 習	体験実習	インターンⅠ				200	200		
			インターンⅡ							
		評価実習	定期点検 1				620	620		
インターン前実習										
EV・新技術										
定期点検 2										
卒業研究										
アライメント										
評価実習Ⅰ										
評価実習Ⅱ										
小計						820	820			
専門教育計				910	890	830	980	3610		

別表 3 スポーツメカニクス科 教育課程と授業時数（時数は 50 分で表示）

教育科目			教育内容	授業時数	
				3 年次	計
専 門 教 育	養 成	学 科	研修 1	30	30
			研修 2		
			研修 3		
			小計	30	30
	外 実 習		基本実習	770	770
			工作・金属加工		
			運転技能		
			応用実習		
			研究授業		
			レース実践		
			小計	770	770
	専門教育計			800	800

別表 4 国際自動車整備科 教育課程と授業時数（時数は 50 分で表示）

教 育 科 目				教 育 内 容				
					1 年次	2 年	3 年次	計
専 門 教 育	養 成 外	学 科	自動車工学	ガソリンエンジン	520			520
				ジーゼルエンジン				
				シャシ				
				電装品				
				工学				
		小計			520			520
		実 習	自動車整備作業	整備作業	280			280
	2 級 整 備 士 養 成	学 科	自動車工学	エンジン構造		290	60	350
				シャシ構造				
				電装品構造				
				力学				
			自動車整備	エンジン整備			180	180
				シャシ整備				
				電装品整備				
			機器の構造・取扱	整備機器取扱		20	10	30
			自動車検査	自動車検査			20	20
			自動車整備に関する法	自動車法規			20	20
		小計			310	290	600	
		実 習	工作作業	工作作業		20		20
			測定作業	測定作業		40		40
			自動車整備作業	基礎		540	550	1,090
				エンジン				
				シャシ				
				電装				
				車両				
			自動車検査作業	自動車検査			50	50
		小計			600	600	1,200	
	専門教育計				800	910	890	2600

様式

(第1号様式)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日
あなたは本校自動車整備科の 所定の課程（平成二十七年文 部科学省告示第二十三号によ る職業実践専門課程）を収め たので卒業証書を授与し文部 科学大臣告示により専門士 （工業専門課程）と証するこ とを認める
年 月 日 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

(日本工業規格A列4番)

(第2号様式)

第 号
卒業証明書
卒業証書番号 第 号
氏 名 年 月 日生
上記の者は 年 月 日 本校自動車整備科の課程（工業専門課 程 専門士）を修了し、卒業したこと を証明いたします。
年 月 日 発 行
栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

(日本工業規格A列4番)

(第3号様式)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日
あなたは本校一級自動車工学 科の所定の課程（平成二十七 年文部科学省告示第二十三号 による職業実践専門課程）を 収めたので卒業証書を授与し 文部科学大臣告示により高度 専門士（工業専門課程）と証 することを認める
年 月 日 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

(日本工業規格A列4番)

(第4号様式)

第 号
卒業証明書
卒業証書番号 第 号
氏 名 年 月 日生
上記の者は 年 月 日 本校一級自動車工学科の課程（工業専 門課程 高度専門士）を修了し、卒業 したことを証明いたします。
年 月 日 発 行
栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

(日本工業規格A列4番)

(第5号様式)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日
あなたは本校スポーツメカニクス科 の所定の課程を収めたので卒業証書 を授与する
月 日 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校長

(第6号様式)

第 号
卒業証明書
卒業証書番号 第 号
氏 名 年 月 日生
上記の者は 年 月 日 本校スポーツメカニクス科の課程を修 了し、卒業したことを証明いたしま す。
年 月 日 発 行
栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校
校 長

(第7号様式)

第 号
修了証書
氏 名 生年月日
あなたは本校 一級自動車工 学科一、二年次の課程（二級 課程）を修了したことを証す る
年 月 日
学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

(第9号様式)

第 号
卒業証書
氏 名 生年月日
あなたは本校国際自動車整備科の所定の課程を収めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により専門士（工業専門課程）と証することを認める
月 日 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校長

(第10号様式)

第 号
卒業証明書
卒業証書番号 第 号
氏 名 年 月 日生
上記の者は 年 月 日 本校国際自動車整備課程（工業専門課程 専門士）を修了し、卒業したことを証明いたします。
年 月 日 発行
栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120 学校法人 日産学園 専門学校 日産栃木自動車大学校 校 長

附 則

学則第27条3項の規定は、入学決定日から適用する。

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

この細則は、2019年4月1日から実施する。

この細則は、2020年4月1日から実施する。

この細則は、2023年4月1日から施行する。

専門学校 日産栃木自動車大学校 細則

(総則)

第1条 この細則は、専門学校 日産栃木自動車大学校学則（以下「学則」という。）の実施に必要な事項を定める。

(学生の遵法義務)

第2条 学生は、自動車の整備教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示、通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

(修業週及び修業時限)

第3条 学則第5条に定める学年の基準修業週は45週とし1週間の修業時限は原則として20時限とする。1時限は80分とし、1教育単位時間（以下「時間」という。）は50分とする。

(授業の履修方法)

第4条 学則7条に定める授業の履修方法は次のとおりとする。

- (1) 授業開始にあたって、学生個人別の出・欠席を調査し、これを記録する。
 - (2) 各教科の履修効果を評価するため、所定の試験を行う。
 - (3) 必要に応じて、放課後又は休日に補講授業を行うことがある。
- (注) 補講とは、出席率が規定値に満たない場合に行う授業をいう。

(入学資格)

第5条 学則第10条に定める高等学校卒業に準ずる学力があると認められる者とは、次のとおりとする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、および入学年度の前年度の3月31日までに修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、および入学年度の前年度の3月31日までに修了する見込みの者。
- (3) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者、および入学年度の前年度の3月31日までに合格する見込みの者。
- (4) 文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者、および入学年度の前年度の3月31日までに修了する見込みの者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程に合格した者を含む）、および入学年度の前年度の3月31日までに合格する見込みの者で、満18歳に達した者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者、および入学年度の前年度の3月31日までに修了する見込みの者。
- (7) その他本校が、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。

(入学試験)

第6条 学則第12条に定める入学試験の筆記試験科目は、原則として数学とし、筆記試験のほか面接試験を実施する。また、各種推薦入学においては面接試験を重視し、必要に応じて筆記試験を実施する。

2. 前項の科目は、選考方法により一部免除することがある。

(合格者の決定)

第7条 学則第13条に定める合格者は、筆記試験、面接試験、身体検査等を総合的に勘案して決定する。

2. 合否発表は、原則として文書、および本校のウェブサイトで通知する。

(合格の取り消し)

第8条 学則第14条に定める入学手続きを、所定の日時まで完了しない場合には、合格を取り消すものとする。

(休学、復学、退学)

第9条 学則第16条及び第18条に定める休学又は退学をする場合は、保護者署名の規定書面により、願出なければならない。

2. 学則第16条第2項に定める休学費は半期（前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～3月31日）につき20,000円とする。ただし、すでに休学期間に係る授業料を納入済の場合は、当該納付済みの授業料をもって休学費とみなす。

3. 学則第17条に定める休学中の学生が、復学しようとするときは、保護者署名の書面により、願出なければならない。

(除籍)

第10条 学則第18条の2の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号(死亡を除く。以下同じ。)の規定による除籍について必要な事項を定める。

2. 除籍の日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学則第18条の2第1項第3号に該当する場合にあつては、当該年度の3月31日

(2) 同項第4号に該当する場合にあつては、校長が定める日

3. 除籍の予告通知は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 担当職制は、学生が前項に該当するおそれがあると認められるときは、概ね1か月前までに、学生及び学生の保証人に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

(2) 前号の通知は、配達証明郵便をもって行うものとする。

4. 除籍の決定は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 校長、職制は、前条の通知後速やかに、当該学生の除籍について職制会議に諮り、除籍の決定後、学生及び学生の保証人に対し、除籍の通知をするものとする。

(2) 前項の通知は、内容証明郵便をもって行うものとする。

(編入学および転科)

第11条 学則第19条の編入学条件と編入学試験および転科条件と転科試験の方法は、内規で定める。

(学習評価)

第12条 学則第21条に定める試験による学習評価は次により行なう。

(1) 平常試験 一級自動車工学科3、4年次において、平常の履修効果を評価するため、随時実施する。

(2) 期末試験 教科の履修効果を評価するため、各教科の終了時に実施する。

2. 各教科の合格点は所定の基準を満たすものとする。

3. 試験は、学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。ただし、場合によっては口頭試問若しくは研究調査報告をもって、これに代えることができる。体験学習の学習評価は、教育内容毎のレポートと実習態度により行う。

自動車整備・スポーツメカニクス科3年次においてはレポート評価と各課題の出来栄で評価を行う。

4. 一般科目の試験は、内規に定める方法で行う。

5. 指示された提出物などが、未提出の場合、試験を受けることができない。

(学習評価の通知)

第 13 条 学則第 21 条に定める期末及び卒業試験の学習評価結果は、保護者並びに学生に通知する。

(追試験、再試験、判定試験)

第 14 条 学則第 21 条 2, 3, 4 に定める追試験、再試験、判定試験の手続きその他の事項は次のとおりである。

- (1) 試験を行う日時、場所及び方法は、学校が指定する。
- (2) 試験を受けようとする者は、申請用紙にその事由を記入し、所定の試験料を添えて、提出しなければならない。
- (3) 傷病、その他やむを得ない事由により、試験を欠席する場合には、欠席事由を記入した追試験を提出しなければならない。

2. 学習の評価については細則第 11 条に順ずる。

(進級・卒業の認定)

第 15 条 学則第 22 条に定める進級・卒業の認定は、素行状況ならびに所定の学科試験及び実習試験の成績を統合して行う。また、定められた教育時間数を満たし、授業料等の学生納付金を完納していないなければならない。

(欠席、遅刻、公認欠席、忌引等の取扱)

第 16 条 前条の進級・卒業の認定に当たり欠席、遅刻、早退、公認欠席及び忌引の取扱は、次のとおりとする。

1. 傷病、その他やむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退しようとする者は、事前に届出なければならない。なお、引続き 5 日以上欠席する場合は、医師の診断書又は証拠となる書類を添付するものとする。
2. 次の場合は、公認欠席とする。ただし、遠隔地で往復に日数を要する場合は、その日数を加算する。
 - (1) 就職試験及び学校が認めた就職活動
 - (2) 普通免許。その他の免許は、交通事情や就職先により判断する。
 - (3) 感染症による出席停止期間
 - (4) 忌引の場合
 - (5) 女子学生の生理欠席 2 日/回
 - (6) 大学併修制度の単位認定試験の受験（再試験含む）
 - (7) その他、校長が認めた場合
3. 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は、次のとおりとする。
 - (1) 父母 5 日
 - (2) 配偶者の父母 4 日
 - (3) 祖父母、兄弟姉妹 3 日
 - (4) 二親等姻族、三親等血族 1 日

(表彰)

第 17 条 学則第 24 条に定める褒賞として、以下の表彰を行うことがある。

- (1) 優等賞
学科及び実習の総合成績、人物面を総合的に判断する。
- (2) 文化体育功労賞
クラブ活動の全国大会などで学校の活動を内外に知らせた。
- (3) 皆勤賞
在学中にホームルームを含め遅刻、欠席、早退及び欠科(保健室で休養していて授業にでなかった場合)が一度も無い。ただし、公認欠席を除く。

(懲戒)

第 18 条 学則第 26 条に定める懲戒は、退学処分によるほか情状により、次の処分を行うことがある。

- (1) 訓戒 当該行為を戒め教える。
- (2) 停学 一定の期間出校を停止させて、反省を求める。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、訓戒、謹慎又は停学に処する。
 - (1) 学業に取り組む態度が怠慢、もしくは授業の進行を妨害するなど、指導に従わないとき。
 - (2) 学業に関する諸手続きを怠り、又は不正をしたとき。
 - (3) 許可なく学校・寮内の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。
 - (4) 学内及び寮内において、みだりに火気又は危険物を粗末に取り扱ったとき。
 - (5) 学校・寮の内外において喧嘩をしたとき、又は風紀、秩序を乱し、もしくは乱そうとしたとき。
 - (6) 学校の規則（学 NAVI・寮則）に違反したとき。
 - (7) 学校の信用又は名誉を傷つけ、もしくは傷つけようとしたとき。
 - (8) 学校・寮の内外において勧誘、販売行為およびこれに類する行為をしたとき、しようとしたとき。
 - (9) 20 歳未満の学生が自ら飲酒・喫煙した時、又は 20 歳未満と知りながら飲酒・喫煙を勧めたとき。
 - (10) その他前各号に準ずる行為があったとき。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、退学を命ずることがある。
 - (1) 正当な理由がなく無断欠席が連続 10 日以上に及ぶとき。
 - (2) 学校・寮の内外において、窃盗、暴行、脅迫、いじめ、その他これに類する行為をしたとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により学校の定めた遵守・禁止事項（学 NAVI・寮則）に違反し、学校・寮に損害又は災害を発生させたとき。
 - (4) 道路交通法に関する違反や車両の違法改造など、本校学生として極めて好ましくない行為があったとき。
 - (5) 警察に逮捕される等、学生として不適当と認めたとき。
 - (6) 前各号の情状が特に重い者、又は前項及び本項各号の事由により懲戒に処せられたにもかかわらず、なお改悛の情が認められず、再度にわたり、該当する行為を行なったとき。
 - (7) その他前各号に準ずる行為があったとき。
4. 学生が他人を教唆し、又はほう助して前各号に掲げる行為をさせたときは、行為者に準じた懲戒に処する。
5. 懲戒は、校長が懲戒会議を開催し、出席者の意見を斟酌して、行うものとする。
6. 懲戒の内容は、記録に残すとともに、保護者にもその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。

(学生納付金)

第 19 条 学則第 27 条に定める学生納付金の納期区分は、次のとおりとする。

前期 4 月～9 月
後期 10 月～翌年 3 月

2. 納期は、該当期の前月 25 日から当月 5 日までとする。
3. 入学金は、前項の定めにかかわらず、指定された期日までに、これを納めなければならない。
4. 1 年次前期分の授業料は、前 2 項の定めにかかわらず、入学金と同時にこれを納めなければならない。
5. 実験実習費、施設設備費は、これを納めなければならない。ただし、1 年次分の実験実習費については、年額を前期と後期に分割することができる。
6. 2 年次以降分の実験実習費、施設設備費は当該年次前期分授業料と同時にこれを納めなければならない。
7. 学生納付金のほか、必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
8. 休学中の者が復学した時は、既に納入した料金と、値上等により学生納付金に差額を生じた場合はこれを納めなければならない。
9. 学生納付金の未納が、理由なく 30 日以上に及ぶ者に対し、除籍を命ずることがある。
10. 自動車整備科から一級自動車工学科 3 年次に転科した者、自動車整備・スポーツメカニクス科 3 年次に転科した者、および日産姉妹校(専門学校 日産京都自動車大学校、専門学校 日産愛知自動車大学校、専門学校 日産横浜自動車大学校、専門学校 日産愛媛自動車大学校)からの当校一級自動車工学科 3 年次に編入学した者、自動車整備・スポーツメカニクス科 3 年次に編入学した者の入学金は免除する。

NISSAN